きないままの衆議院が公職選挙法の改正を含む立法活動を行うという憲法の所期するところに反する事態を回避する必要性を考慮し，かつ，本件選挙を行うこととなった衆議院解散の日（平成24年11月16日）に１人別枠方式の廃止と小選挙区数の０増５減を内容とする平成24年改正法が成立し，その後，それに基づいて区割りを改正する法改正が成立したこと（平成25年６月24日）にみられるように，次回の選挙を合憲状態で行うための改正が実現の途についたという国会の状況を考慮すると，今回の本件選挙については，それが違法であることを宣言するにとどめ無効とはしないこととするのが相当である。

ただ，前記の平成24年改正及び同25年改正による改正後の区割規定は，上記０増５減による定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，１人別枠方式によって配分された定数が維持されており，平成23年大法廷判決が違憲であるとした１人別枠方式の実質的な廃止が実現したとは必ずしもいえないことなど，今後の是正による次回選挙までの違憲状態の解消の実現が確実であるというには心もとない事情があり，今後の国会の動向いかんによっては，選挙を無効とすることがありえないではない。一般に，どの範囲で選挙を無効とするかは，前述のように，憲法によって司法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられるのであるから，従来の判例に従って，区割規定が違憲とされるのは選挙区ごとではなく全体についてであると解しても，裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば，訴訟の対象とされたすべての選挙区の選挙を無効とするのではなく，裁判所が選挙を無効とする選挙区をその中で投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し，衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。

区割規定が違憲であることが司法判断によって確定しながら国会による改正が行われないまま選挙が繰り返し行われ，その結果として，選挙が無効とされるような事態が杞憂に終わることを切に期待するものである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允

裁判官　櫻井　龍子

裁判官　金築　誠志

裁判官　千葉　勝美

裁判官　横田　尤孝

裁判官　白木　勇

裁判官　岡部喜代子

裁判官　大谷　剛彦

裁判官　寺田　逸郎

裁判官　大橋　正春

裁判官　山浦　善樹

裁判官　小貫　芳信

裁判官　鬼丸かおる

裁判官　木内　道祥

当　事　者　目　録

平成２５年（行ツ）第２１３号上告人

内田　隆

平成２５年（行ツ）第２１３号上告人

久村　由佳

平成２５年（行ツ）第２１３号上告人

飯田　昌子

平成２５年（行ツ）第２１３号上告人

河村　英樹

平成２５年（行ツ）第２２４号上告人

手縄　理香

平成２５年（行ツ）第２２５号上告人

新道　弘康

上記６名訴訟代理人弁護士

升永　英俊

久保利英明

伊藤　真

平成２５年（行ツ）第２１３号上告人ら４名訴訟代理人弁護士

濵嶌　将周

川口　創

坪井　陽典

仲松　大樹

平成２５年（行ツ）第２２４号上告人，同第２２５号上告人両名訴訟代理人弁護士

伊藤　巧示

安東　哲

迫田登紀子

奥田　貫介

甲谷　健幸

埋田　晶子

平成２５年（行ツ）第２１３号被上告人

愛知県選挙管理委員会

同代表者委員長　小川　宏嗣

平成２５年（行ツ）第２２４号，第２２５号被上告人

福岡県選挙管理委員会

同代表者委員長　藤井　克已

上記両名指定代理人　都築　政則

角井　俊文

伊藤　清隆

横山　真通

渡邉　英介

西尾　昭彦

若山　政行

平成２５年（行ツ）第２１３号被上告人愛知県選挙管理委員会指定代理人

丸山　聡司

山﨑　弘子

加藤　勝利

杉原　慶光

前田　貢

杉浦　一郎

清田　佳治

山内　進治

平成２５年（行ツ）第２２４号，第２２５号被上告人福岡県選挙管理委員会指定代理人

宮﨑純一郎

清水紀一朗

杉浦　良信

香山真由子

末弘　孝之

森永　正博

久芳　広規

宮嵜　敬介

上告人岡山県選挙管理委員会，被上告人内藤千賀子間の選挙無効請求事件について，平成25年11月20日大法廷において次のような判決があった。

（最高裁判所）

平成２５年（行ツ）第２２６号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所岡山支部平成24年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成25年３月26日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

原判決を破棄する。

被上告人の請求を棄却する。

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人青野洋士ほかの上告理由について

１　本件は，平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について，岡山県第２区の選挙人である被上告人が，衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　昭和25年に制定された公職選挙法は，衆議院議員の選挙制度につき，中選挙区単記投票制を採用していたが，平成６年１月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成６年法律第２号）が成立し，その後，平成６年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され，これらにより，衆議院議員の選挙制度は，従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた（以下，上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば，衆議院議員の定数は480人とされ，そのうち300人が小選挙区選出議員，180人が比例代表選出議員とされ（平成24年法律第95号による改正前の公職選挙法４条１項），小選挙区選挙については，全国に300の選挙区を設け，各選挙区において１人の議員を選出するものとされ（同法13条１項，別表第１。以下，後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。），比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については，全国に11の選挙区を設け，各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条２項，別表第２）。総選挙においては，小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い，投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに１人１票とされている（同法31条，36条）。